

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 4 日

日程第 9．議案第 45 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 9．議案第 45 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 45 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定により、教育委員長と教育長を一本化した特別職となる新たな教育長を置く必要があるために提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 45 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の概要でございます。お手元にこの議案第 45 号の概要をお配りしました。先ほど副町長からの提案理由でもあったように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定により、教育委員長と教育長を一本化した特別職となる新たな教育長となります。特別職等の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、この特別職報酬等審議会条例の中でその委員の意見を聴くものとするという規定があることから、新たな教育長となる場合の給料を設定する場合、同審議会での報酬対象とする必要があるためにこの教育長の追加であります。現教育長は、任命に議会の同意を必要とする教育委員会の委員としての特別職の身分と併せて教育委員会が任命する教育長として一般職の身分を有するというので、今まで一般職の扱いでございました。先ほども概要で説明したとおり、新教育長は特別職の位置付けになることから、同審議会、特別職報酬等審議会条例 2 条で、町長は議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとするという条項がございますので、この副町長の次に教育長を追加する改正でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 45 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。